

## 京都大学学生寄宿舍吉田寮整備委員会規程

(平成26年2月5日総長裁定制定)

第1条 京都大学に、学生寄宿舍吉田寮整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、京都大学学生寄宿舍吉田寮（以下「吉田寮」という。）の整備を円滑に実施するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 吉田寮の本棟改修基本計画案の策定に関すること。
- (2) 吉田寮の整備の進捗状況の管理に関すること。
- (3) その他吉田寮の整備の円滑な実施に関し必要なこと。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 理事
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 附置研究所の長
- (6) センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程第45条及び第46条に規定するセンター等をいう。）の長
- (7) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長、図書館機構長及び産官学連携本部長
- (8) 総務部長、施設部長及び学務部長
- (9) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第9号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第1号から第7号まで及び第9号の委員のうちから総長が指名し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第6条 委員会に関する事務は、総務部及び施設部の協力を得て、学務部において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

1 この規程は、平成26年2月5日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第9号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。